

町では、特別養護老人ホームの施設整備を下記のとおり進めています。

29年度 特別養護老人ホーム(特養)の開設を目指します

町では、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護予防サービス等を充実していくよう地域づくりを推進していますが、核家族化が進み独居高齢者や高齢者世帯の増加に伴い高齢化率（65歳以上の人口に占める割合）も平成27年4月1日には30.44%となっております。

このため第6期介護事業計画（平成27年度～平成29年度）では、今後在宅での生活が困難になったり、家族の負担軽減解消のためにも特別養護老人ホームの施設整備について、29年度中の開設を目指し準備を進めています。

特別養護老人ホームとは…

常に介護が必要な65歳以上の高齢者が寝たきりや認知症などで自宅では介護が出来ない方が入所できる施設です。（27年4月から新規に入所出来るのは要介護3以上の方になります）施設では食事や入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

現在、一宮町には『一宮苑』という50床の施設が設置されています。長生郡内では、1町村平均100床の施設整備がされており、一宮町の施設は少ない状況です。利用については、現住所を問わず入所可能ですが、家族からすれば出来る限り身近な町内施設の入所を望んでいます。

なぜ、特別養護老人ホームを整備するのか

特別養護老人ホーム入所申込調査によると、町内の要介護3以上の高齢者で施設入所申込者が約50名あります。

今後団塊の世代の方が75歳になる10年后には、一宮町の高齢化率は約32%になることを見据えて、在宅での生活困難な方々のために町内に、ショートステイ10床を併設する特別養護老人ホーム（60床）1施設を整備します。

町では特別養護老人ホームを運営する事業者を公募し選定します

特別養護老人ホームを整備する場合、千葉県と整備協議を行います。その際、町では整備予定の地元市町村として、整備・運営する事業者を募り事業計画等の内容について、事前に審査・選定した結果を千葉県に提出します。

☆ 事業者公募の募集は7月7日に終了しました。事業者選定に関する今後のスケジュールは下記のとおりです。

		事業者選定基準					
		1 運営方針					
		2 住居者に対する配慮					
8月		3 災害時等事故発生時等の対策					
上旬		4 住宅地や利便性 周辺環境などの特徴					
中旬		5 社会貢献などの特徴					
9月		6 併設施設					
		2 入居者に対する配慮					
上旬		7 施設整備					
中旬		8 施設開設予定					
8月		9 施設開設予定					
上旬		10 施設開設予定					
中旬		11 施設開設予定					
8月		12 施設開設予定					
		13 施設開設予定 <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td>					
		14 施設開設予定					

☆ 今後、事業者の選定結果等については、ホームページ及び広報等でお知らせいたします。